

## 令和7年度年末たすけあい募金配分実施要領

- 1 趣 旨 年末たすけあい募金の精神に基づき、地域福祉の推進を図ります。
- 2 対象者 (1) 配分年度の10月1日現在、大磯町教育委員会が定める就学援助制度を利用している者のうち、生活保護を受給していない者  
(2) 町内で地域福祉活動を行う団体等のうち、社会福祉法人以外の団体等
- 3 申 請 募金の配分を希望する対象者(団体)は、令和7年11月21日までに次の書類を会長に郵送または持参にて提出をしてください。
  - (1) の対象者
    - ア 年末たすけあい募金配分金申請書(第1号様式)
    - イ 大磯町教育委員会が交付している大磯町児童生徒就学援助費交付決定通知書の写し
  - (2) の対象団体
    - ア 年末たすけあい募金配分金申請書(第2号様式)
    - イ 前年度の事業報告書及び決算書
    - ウ 当該年度の事業計画書及び予算書
- 4 提出先 社会福祉法人大磯町社会福祉協議会事務局  
〒255-0003  
中郡大磯町大磯 1352 番地の1 町立福祉センターさざれ石
- 5 配分決定 募金の配分は、法人定款第34条の規定に基づき設置する奉仕部会の協議に基づき、予算の範囲内で理事会において決定します。配分が決定した対象者には、年末たすけあい募金配分決定通知書により、通知をします。
- 6 配分方法 原則として配分決定後14日以内に、ご指定の金融口座に配分金を振り込むものとします。